

建物保護ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號

明治四十二年二月十六日(火曜日)午後一時十八分開會
○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 御揃ヒノヤウデゴザイマスカラ、前會ニ續イテ是ヨリ
開會イタシマス、前會ノ節、御苦勞御面倒ノコトヲ御願ヒシマシテ……即チ此特別委
員諸君ニ御願ヒシマシテ、修正案ノ件ニ付キマシテ大分毎日御寄合デ色々御骨折テ御
苦勞デゴザイマシタ、其御寄合ノ結果ヲ此際御報告ヲ、ドナタカラカドウゾ御願ヒシマス
○富井政章君 前會ニ於キマシテ高木、石渡兩君、竝ニ私ノ二人ニ此案ノ調査ヲ御
委託ニナリマシタ故ニ、我ミハ其後政府委員兩君ニモ臨席ヲ請ウテ長時間熟議イタシ
タノデゴザイマス、先づ地震賣買ノ弊害ヲ防グ爲ニ設ケラレタ第一條ニ付イテ協議シマシ
タガ、ドウカシテ此弊害ヲ矯メタイト云フコトニ付イテハ、皆同意見デアリマシタ、唯建物ノ
保存登記サヘアレハ地上權又ハ賃借權ノ登記ナクトモ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコト
ヲ得ルト云フ原案ハ、民法ノ大原則ニ違ツテ如何ニモ好マシクナイ規定デアリマス、故ニ
何トカシテ之ニ代ルベキ良法案ヲ得タイト思ヒマシテ種々攷究ヲ盡シタノデアリマス、若シ
借地一方ノ申請ニ依ツテ登記ヲ爲スコトヲ得ル途ガアルナラバ最モ簡便ナル方法デアリマ
スケレドモ、如何セン登記ノ材料トナルベキ書面ハ借地人ノ手ニ存セザル場合ガ多イノデ
アリマス故ニ、是ハ到底實際ニ行ハルベキ方法デアリマセヌ、建物ノ登記ノ申請アル場
合ニ登記官吏ガ職權ヲ以テ借地權ノ登記ヲ爲スコトニシテハドウカト云フ考ヘモ起シテ
見タノデアリマスか、是亦同一ノ理由ニ依ツテ甚ダ困難ト考ヘタノデアリマス、或ハ登記
ナキモ第三者ニ對抗スルコトヲ得ルトスルニ代ヘテ第三取得者ガ土地ノ明渡シヲ求ムル
場合ニハ相當ノ代價ヲ以テ建物ヲ買取ルカ、又相當ノ移轉料ヲ請求スルコトヲ得ルト云フコ
トニ規定シテハドウカトモ考ヘマシテ、其趣意ノ修正案ヲ書イテ見タノデアリマス、併シ
之ニ付イテ種々ノ困難ト疑問ガ起ツタノデアリマス、斯ク致シテモ結局、一種ノ方法ニ依ツ
テ登記ナキ借地權ヲ對抗スルコトニナルノアツテ、タゞ文字ニ其コトヲ現ハサナイト云フ
ダケノコトニ過ギナリ、又善良ナル第二取得者ニ取ツテハ隨分重い負擔トナルノデアリマ
ス、加之斯ノ如キ規定ヲ設ケラバ獨リ土地ヲ譲受ケタル者ニ對シテノミナラズ土地ノ所
有者ガ變ラナイ場合ニモ適用スベキ規定トシテ其當否ヲ決定スベキ問題デアルト考ヘマ
ス、決シテ地震賣買ノ場合ニ限ルコトデハナイト思フノデアリマス、從ツテ地震賣買ノ防
遏策トシテハ適當デハナイト考ヘタノデアリマス、結局第一條ニ代ルベキ良法案ハ遂ニ發
見スルコトヲ得ナシダノデアリマス、依ツテ甚ダ好マシクナキ規定トハ思ヒマスケレドモ第一
條ダケハ先づ原案ヲ存スルコトニ決シタノデアリマス、次ハ第一條ノ規定デアリマスガ、是
ハ法律ヲ以テ地上權ノ最短期ヲ一定スルコトト、賃貸借ノ期間ガ満了スル場合ニ、賃
借人一方ノ意思ヲ以テ二十年ニ達スルマデ其期間ヲ更新スルコトヲ許スガ眼目デアリマ
ス、即チ賃貸借ニ付イテハ當事者一方ノ意思ヲ以テ契約ノ條件ヲ變更スルコトヲ許ス
ト云フ思ヒ切ツタ規定ガアリマス、此規定ヲ置カレタ趣意ハ畢竟薄情ナル地主ガ短イ借
地期間ノ満了ニ際シテ不當ノ値上ヲ爲スタメニ借地人ニ立退キヲ迫ル弊害ヲ防グガ爲
デアリマス、是モ誠ニ尤モナルコトハ思ヒマシタ、併ナガラ是ハ大ニ考ヘネハナラズ點デアッ

致シタノアリマス、但シ同條中ノ「第一條第一項」トアルハ「前條第一項」ト改マラネバ
ナラヌコトハ申上グマテモ無イコトニアリマス、最後ニ附則ノ規定ニアリマスガ、是ハ第
二條及第三條が存スレバコソ其當否ハ暫ク別問題トシテ意義ヲ爲ス譯ニアリマスガ、既
ニ此一箇條ヲ削除スルコトニナリタイト思ヒマス、以上申述ベマシタ理由ニ依テ我ミ
及第三條ト共ニ削除スルコトニナリタイト思ヒマス、故ニ第二條
ハ本案ノ第一條ト第四條ノミヲ存スルコトニ修正シテ可決ニナリタイト思ヒマス、何卒宜
シク御審議アラムコトヲ希ヒマス、以上小委員會ノ經過ニ付キマシテハ尙本他ノ兩君ヨリ
モ御質問ニ應シテ委シイ御説明ガアルコト思ヒマス

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 唯今、富井君カラ三特別委員諸君ノ御審査ノ結果ヲ御報告ニナリマシタガ、之ニ付イテ御質問ガアレバ此際願ヒタイト思ヒマス、チヨット
私カラ富井サンニ伺ヒタイノアリマスガ、是ハ御承知ノ通り御存ジアリマセウガ、明治
三十三年ノ法律第七十二號デ地上權ニ關スル件ト云フ法律ガ出ア居リマシテ、其要
旨ハ地上權ニ關スル法律ノ施行前ニ他人ノ土地ニ工作物等ヲ有スル者ハ地上權ト推
定サレバ、其第一條ニ一條ノ地上權者ハ本法施行ノ日ヨリ一箇年内ニ登記ヲ爲スニ
アラザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ、斯ウ云フ三十三年法律七十二號ノ
要旨ニアリマスガ、此一條ハ或ル點ニ於テハ明治三十三年ノ法律七十二號ノ丁度反
對ノ結果ニナル、即チ片一方ノ法律七十二號ニ依レバ、地上權者ト推定スル、併ナガ
ラ第二者ニ對抗スルニハ登記ヲ爲スヲ要スル、併ナガラ今度ノ法律ガ若シ通過シマスト、
登記ナクシテ第二者ニ對抗スルコトヲ得ルトナルト、此法律第七十二號トハ、ドウ云フ
關係ニナリマセウカ

○富井政章君 是ハ私モ政府委員ニ質問シタノアリマスガ、或ハ此
法律案ニ於テ唯今御示シニナツタ法律トノ關係ヲ規定スルガ適當アルカモ知レヌト思
ヒマス、サウ云フ特別ノ規定が無イシテ私一個ノ見解ヲ申上グレバ、其地上權ト推定
セラル所ノ借地權ニシテ既ニ登記シテアレバ固ヨリ第二者ニ對抗スルコトが出来ルノデ
アリマスガ、今日未ダ登記シテ無イトスレバ、此法律ニ依テ建物ノ保存登記ヲ爲サバ
借地期間内ダケハ第二者ニ對抗スル結果ハドウナルカト云ヘバ、此法律施行前ニ成
立シテ居ル借地權ニ第三者が既ニ自己ノ權利ヲ登記シテ居レバ其既得權ヲ害スルコトハ
將來ニ向シテハ此法律ノ適用ヲ受ケルコトニナルノアラウト考ヘマス、ソレデアリマスカラ
此附則ヲ削リマシ結果ハドウナルカト云ヘバ、此法律施行前ニ成立シテ居ル借地權
ニシテ建物ノ保存登記が出來テ居レバ、此法律ノ適用ヲ受ケルコトニナルノアリマスガ、
唯土地ノ賣買が此法律施行前ニ生ジテ居ツタスレバ、其買主ノ權利ヲ害スルコトハ穩
カデナカラウト考ヘマス、サウ云フヤウニ既往ニ遡ルコトニスレバ法律ノ力ヲ以テ出來ヌコ
トハ無イ思ヒマスケレドモ、ソレハ穩カデナイ、故ニ將來ノ買主ニモ對抗スルコトヲ得ル
ト云フコトニシタノアリマス、ソレハ何等ノ明文モ無ケレバ自然其結果ニナルデ
アラウト考ヘルノアリマス

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 序ニ伺ヒマスガ、政府委員ノ御解釋モ今ノ富井
君ノ解釋通リト解釋シテ宜シウゴザイマスカ
○政府委員(平沼駿一郎君) 唯今ノ富井サンノ御解釋通りガ至當テアラウト思ヒマ

○木村誓太郎君 チヨット特別委員ノ諸君ニ伺ヒタイノハ、イロイロ此第二條ニ代
ハルベキモノヲ攻究シテ見タ、草案モ立テ見タガ、何分移轉料又ハ幾分ヲ賠償スルト
云フヤウナコト、又ハ其家屋ヲ買收スルト云フコトハ金高が多クナル、且又建物ニ種々ノ
種類ガアルト云フ御話アゴザイマシタガ、其種類ハ價格評定ト云フコトデ良イモノト惡ル
イモノトノ區別ハ付キマセウガ、サウ云フコトニシテハドウ云フ所ニ差支ガアルト云フコト
ヲ、チヨット御述ベニナツタヤウアリマシタガ、確ト聽取レマセヌデシタカラ、ソコヲモウ一ツ
伺ヒタウゴザイマス

○富井政章君 唯今御質問ニナリマシタ建物ノ買取又ハ移轉料ヲ請求スルコトヲ得
ルト云フ規定ヲ設クルコトハ、唯第二條ノ場合ニ限ルコトニアクシテ、サウ云フ規定ガ必
要デアレバ第一條ノ場合ニモ共通ノ規定トナラナケレバナラスノデハナカラウカ、少クモ私
一人ノ考ヲ申上ゲレバ、第一條ニ規定シテアルヤウナ借地權ハ登記ナキモ之ヲ以テ第三
者ニ對抗スルコトヲ得ルト云フヤウナコトハ止メシテ、第一條第一條ノ場合ニ通シテ
相當ノ制限ノ下ニ今御述ベニナツタ規定ヲ設クルコトガ或ハ根本的ノ解決デラウカト考
ヘルノアリマス、併ナガラソレハ先刻モ申上ゲマシタ通り、先ツ第一ニ其適用ノ範圍ヲ
定ムルコトニ付イテ種々ノ困難ガアル一例ヲ示シタノアリマスガ、其請求權ヲ行フニハ
一定ノ期限ガナクテハナルマイ、三十年五十年ヲ經過シテモ請求が出來ルトシテハ穏カデ
ナイ、然ニ建物ノ種類構造ト云フモノハ種々様ミアリマスカラ、一定ノ期限ヲ設クル
ト云フコトハ甚ダ困難デアリマス、總テ法律ノ規定ト云フモノハ何程カハ杓子定規ニナル
コトヲ免レナイノアリマスガ、唯今申シタヤウナ事柄ニ付イテ二十年トカニ三十年トカニ
コトヲ免レナイノアリマスガ、唯今申シタヤウナ事柄ニ付イテ二十年トカニ三十年トカニ
フ晝一ノ期限ヲ設クルコトハ餘リ杓子定規ニ過ギテ各種ノ場合ノ間ニ權衡ヲ失スルコト
ニナラウト考ヘマシタノガ之ヲ設クルコトニ決心イタシマセナンダーツノ理由デアリマス、今
ヒマス、サウ云フ特別ノ規定が無イシテ私一個ノ見解ヲ申上グレバ、其地上權ト推定
セラル所ノ借地權ニシテ既ニ登記シテアレバ固ヨリ第二者ニ對抗スルコトニシテアリマスガ、
アリマスガ、今日未ダ登記シテ無イトスレバ、此法律ニ依テ建物ノ保存登記ヲ爲サバ
借地期間内ダケハ第二者ニ對抗スル結果ハドウナルカト云ヘバ、此法律施行前ニ成
立シテ居ル借地權ニ第三者が既ニ自己ノ權利ヲ登記シテ居レバ其既得權ヲ害スルコトハ
將來ニ向シテハ此法律ノ適用ヲ受ケルコトニナルノアラウト考ヘマス、ソレデアリマスカラ
此附則ヲ削リマシ結果ハドウナルカト云ヘバ、此法律施行前ニ成立シテ居ル借地權
ニシテ建物ノ保存登記が出來テ居レバ、此法律ノ適用ヲ受ケルコトニナルノアリマスガ、
唯土地ノ賣買が此法律施行前ニ生ジテ居ツタスレバ、其買主ノ權利ヲ害スルコトハ穩
カデナカラウト考ヘマス、サウ云フヤウニ既往ニ遡ルコトニスレバ法律ノ力ヲ以テ出來ヌコ
トハ無イ思ヒマスケレドモ、ソレハ穩カデナイ、故ニ將來ノ買主ニモ對抗スルコトヲ得ル
ト云フコトニシタノアリマス、ソレハ何等ノ明文モ無ケレバ自然其結果ニナルデ
アラウト考ヘルノアリマス

○子爵入江爲守君 唯今富井君カラ色ミト小委員會ノ模様ヲ御述ベニナリマシタガ、
種々御詮議ノ結果、第一條ヲ其儘存スルト云フコトデアリマシテ、ドウモ已ムヲ得ズ此ニ
至ツタノアリマセウケレドモ、地上權又ハ土地ノ賃貸借ハ其登記ガ無クテモ第三者ニ對

抗が出來ルト云フ規定ハ民法ノ原則ニ非常ナ例外ニナルコトデ餘り好マシウナイコト考ヘマス、小委員會ニ於テ若シ之ニ代ルベキ何カ修正案モ出タ所ガ少數デ潰レタト云

○富井政章君 先刻ヨリ申上ゲマス通り之ニ代ルベキ二二ノ法案ヲ攷究シタノアリ

マス、併シ我ミノ中ニ或ル一人ガ主張シ他ノ一人ガ反對シテ遂ニ少數ニナツト云フコト

デハナインデアリマシテ、ドレモ皆熟議ヲ盡シマシテ、其結果何レノ方法ヲ採ルニシテモ缺

點ガアル、理論上ハ暫ク別トシテ實際上ニ於テハ第一條ノ缺點ヨリモ遙ニ大ナル缺點ガ

アルト認メマシテ、熟議一致ノ末、何レモ採用セナシノアリマシタ、ドノ修正案モ決ヲ

採ッテ少數デ倒レタト云フコトデハナインデアリマス、第一條ハ唯今御説ノ通り理論上ヨリ

言ヘバ甚ダ面白クナイ規定デアリマスハレドモ、地震賣買が生ジテモ差支ナイト云フコト

デアレバ別段ニアリマスガ、其弊害ヲハ少クモ或ル程度マニテモ防ガウト云フナラバ、何

カ此際相當ノ方法ヲ設クルコトが必要アラウト云フ點ニ於テ我ミハ全然一致シタノアリ

アリマス、ソレ故ニ熟議ノ末、理論上面面白クナイコトハ何所マデモ認メマスケレドモ、先ツ

第一條ヲ存スルガ實際缺點ガ最モ少クシテ穩當デアルト云フコトニ歸着シタノアリマス、ソレデ尙ホ一言附加ヘマスガ、第一條ニ代ルベキ案トシテ一ツ書イテ見マシタ修正案

ハ先刻申上ゲタコトデアリマスガ「地上權又ハ土地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ之ヲ以テ

第三者ニ對抗スルコトヲ得」ト云フコトヲ止メテ「登記ナキモ第三者ハ時價ヲ以テ其ノ建

物ヲ買取リ又ハ相當ノ移轉料ヲ拂フニアラサレハ之ニ對シテ土地ノ明渡ヲ請求スルコトヲ得ス」斯ウ云フ規定ヲ置クコトニ付イテ協議シテ見タノアリマス、併シ斯クスレバ表面

上登記シテナイ借地權ガ第三者ニ對抗セラルルト云フコトハ無イコトニナリマスケレドモ、

實際ニ於テハ矢張リ一種ノ對抗デアリテ、タゞ地震賣買ノ弊ヲ矯ムル策シテハ間接デ

アル、直接ノ手段デナイト云フダケノコトニナルノアリマス、ソレカラ最モ躊躇イタシマシ

タ理由ハ、斯ノ如キ規定ヲ設クルトスレバ、土地所有者が變ツタ場合ニ第三取得者ニ

對シテノミ設クベキ規定デハナクシテ、第一條ト第二條ノ場合ニ共通ノ規定トシテ考ヘ

ネバナラスト云フノデ之ヲ置クコトニ躊躇シタノアリマス、尤モ第一條ト第二條ノ場合

ニ共通ト申シテモ、第三取得者ニ對シテハ矢張リ建物ノ保存登記が無クテハナラスト云

フダケノ差異ハ認メナケレバナラヌカモ知レマセヌガ、若シ共通ノ規定ト致スコトニナレバ、

先キホド木村君ノ御質問ニ對スル答辯シテ申上ゲタ如クニ困難ニ遭遇スルノアリマス、其一ツハ適用ノ範圍ヲ公平ニ規定スルコトが甚ダムツカシイ、今一ツハ斯クノ如

キ重大ナル負擔ヲバ法律上ノ義務トシテ一切ノ土地所有者ニ課スルト云フコトハ、立

法者ニ取シテハ非常ナ責任デアリマス、ソレデ是ハ今少シク攷究シタ後ニ決定スベキ宿題

トシテ置イタ方が宜クハナカラウカト云フ考ヘデ、其修正案モ遂ニ之ヲ採用スル勇氣ヲ持

タナンダノデゴザイマス

○子爵入江爲守君 唯今、富井君カラ小委員會ノ模様ヲ御報告ニナリマシタ、即チ第一條ト第四條ヲ存シテ其他ハ削除スルト云フコトニ歸著シタヤウニ承リマス、法律ニ明カル諸君ガ御協議ノ上、斯ク御決定ニナツタノアリマスカラ、此時弊ヲ矯メルニハ色ニ御配慮ニナツタコト、思ヒマスルデ、今日ノ所ハ先づ御質問ヲ致スコトニ止メテ、討論ハ或ル時間ヲ置イテ更ニ御開場ニナラムコトヲ希望イタシマス

○子爵入江爲守君 唯今、富井君カラ小委員會ノ模様ヲ御報告ニナリマシタ、即チ第一條ト第四條ヲ存シテ其他ハ削除スルト云フコトニ歸著シタヤウニ承リマス、法律ニ明カル諸君ガ御協議ノ上、斯ク御決定ニナツタノアリマスカラ、此時弊ヲ矯メルニハ色ニ御配慮ニナツタコト、思ヒマスルデ、今日ノ所ハ先づ御質問ヲ致スコトニ止メテ、討論ハ或ル時間ヲ置イテ更ニ御開場ニナラムコトヲ希望イタシマス

○富井政章君 今日採決ヲセナイト云フコトニハ別ニ異存ハアリマセヌ、先刻申上ゲマ

シタコトニ付イテ尙ホ一言附ケ加ヘテ諸君ノ御考ヘヲ煩ハシタイト思ヒマス、我ミハ今日

斯ノ如キ法律案が出タ以上ハ全然之ヲ否決スルト云フコトハ穩當デナリ、何カ今日ノ時

弊ヲ矯ムル爲ニ規定ヲ置クコトが必要アリト云フコトニ付イテハ全ク一致シタノアリ

マス、ソレデ成ルベク此原案ニ近イ修正案ヲ立ツルコトニ付イテ先刻申上ゲマシタ通り

種々攷究イタシタノアリマスガ、ドウモ種々ノ困難ガアツテ決定スルニ至リマセナシ、サウ

シテ長時間熟議ノ末、第一條ト第四條トノミヲ存スルコトニ決シタノアリマス、併シ是我ミノ確信ト云フホドノ程度ニ進シングコトデハナインデアリマス、實質上ノ問題トシテハ

弊ヲ矯ムル爲ニ規定ヲ置クコトニ付イテハ、尙ホ諸君ノ御考ヘヲ十分ニ承リタイト思フノアリマス、

ハ我ミノ確信ト云フホドノ程度ニ進シングコトニ付イテハ、我ミハ強ヒテソレニ反対スル

ス、ソレデ尙ホ一言附加ヘマスガ、第一條ニ代ルベキ案トシテ一ツ書イテ見マシタ修正案

ハ先刻申上ゲタコトデアリマスガ「地上權又ハ土地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ之ヲ以テ

第三者ニ對抗スルコトヲ得」ト云フコトヲ止メテ「登記ナキモ第三者ハ時價ヲ以テ其ノ建

物ヲ買取リ又ハ相當ノ移轉料ヲ拂フニアラサレハ之ニ對シテ土地ノ明渡ヲ請求スルコトヲ得ス」斯ウ云フ規定ヲ置クコトニ付イテ協議シテ見タノアリマス、併シ斯クスレバ表面

上登記シテナイ借地權ガ第三者ニ對抗セラルルト云フコトハ無イコトニナリマスケレドモ、

實際ニ於テハ矢張リ一種ノ對抗デアリテ、タゞ地震賣買ノ弊ヲ矯ムル策シテハ間接デ

アル、直接ノ手段デナイト云フダケノコトニナルノアリマス、ソレカラ最モ躊躇イタシマシ

タ理由ハ、斯ノ如キ規定ヲ設クルトスレバ、土地所有者が變ツタ場合ニ第三取得者ニ

對シテノミ設クベキ規定デハナクシテ、第一條ト第二條ノ場合ニ共通ノ規定トシテ考ヘ

ネバナラスト云フノデ之ヲ置クコトニ躊躇シタノアリマス、尤モ第一條ト第二條ノ場合

ニ共通ト申シテモ、第三取得者ニ對シテハ矢張リ建物ノ保存登記が無クテハナラスト云

フダケノ差異ハ認メナケレバナラヌカモ知レマセヌガ、若シ共通ノ規定ト致スコトニナレバ、

先キホド木村君ノ御質問ニ對スル答辯シテ申上ゲタ如クニ困難ニ遭遇スルノアリマス、其一ツハ適用ノ範圍ヲ公平ニ規定スルコトが甚ダムツカシイ、今一ツハ斯クノ如

キ重大ナル負擔ヲバ法律上ノ義務トシテ一切ノ土地所有者ニ課スルト云フコトハ、立

法者ニ取シテハ非常ナ責任デアリマス、ソレデ是ハ今少シク攷究シタ後ニ決定スベキ宿題

トシテ置イタ方が宜クハナカラウカト云フ考ヘデ、其修正案モ遂ニ之ヲ採用スル勇氣ヲ持

タナンダノデゴザイマス

○子爵入江爲守君 私ノ討論ヲ少シ猶豫ヲ願ツタノハ、決シテ之ヲ握潰ストカ成立セセタモノデアルト云フ考ハ持シテ居リマスル、第二條第三條ニ代ルベキモノハ、段々先刻來ノ御説明ニ依リマシテ、適當ノ考モ唯今ニハナク、是ハマア追シテ宿題トシテ延バシテ置カウト云フコトモ御尤ト考ヘマス、併ナガラ萬一此全部……第一條ヲモ延バシテ置クト云フヤウナコトニナリマスルト、謂ハユル此地震賣買ナルモノガ、明年ニナツラバ、又ドウ云フ法律案ガ出來ルカモ知レヌデ、今ノ中ニ十分ヤレト云フヤウナコトデ、益々此弊害が激減ニ來ラウト云フ虞ガアリマスカラ、假令第一條ダケデモ存シテ此弊害ヲ防グコトアリマス、多數ノ御意見ニ基イテ修正案ヲ作ルコトハ、喜ンテ試ミマシテ宜シタノアリマス

ス

○木村誓太郎君 私モ唯今富井君ノ御述ベノ通り、何トカ此案ヲ修正シテ、成立ハ

サセタモノデアルト云フ考ハ持シテ居リマスル、第二條第三條ニ代ルベキモノハ、段々先

刻來ノ御説明ニ依リマシテ、適當ノ考モ唯今ニハナク、是ハマア追シテ宿題トシテ延バシ

テ置カウト云フコトモ御尤ト考ヘマス、併ナガラ萬一此全部……第一條ヲモ延バシテ置

クト云フヤウナコトニナリマスルト、謂ハユル此地震賣買ナルモノガ、明年ニナツラバ、又

ドウ云フ法律案ガ出來ルカモ知レヌデ、今ノ中ニ十分ヤレト云フヤウナコトデ、益々此弊

害が激減ニ來ラウト云フ虞ガアリマスカラ、假令第一條ダケデモ存シテ此弊害ヲ防グコトアリマス、多數ノ御意見ニ基イテ修正案ヲ作ルコトハ、喜ンテ試ミマシテ宜シタノアリマス

ス

○子爵入江爲守君 私ノ討論ヲ少シ猶豫ヲ願ツタノハ、決シテ之ヲ握潰ストカ成立セセタモノデアルト云フ考ハ持シテ居リマスル、第二條第三條ニ代ルベキモノハ、段々先

刻來ノ御説明ニ依リマシテ、適當ノ考モ唯今ニハナク、是ハマア追シテ宿題トシテ延バシ

テ置カウト云フコトモ御尤ト考ヘマス、併ナガラ萬一此全部……第一條ヲモ延バシテ置

クト云フヤウナコトニナリマスルト、謂ハユル此地震賣買ナルモノガ、明年ニナツラバ、又

ドウ云フ法律案ガ出來ルカモ知レヌデ、今ノ中ニ十分ヤレト云フヤウナコトデ、益々此弊

害が激減ニ來ラウト云フ虞ガアリマスカラ、假令第一條ダケデモ存シテ此弊害ヲ防グコトアリマス、多數ノ御意見ニ基イテ修正案ヲ作ルコトハ、喜ンテ試ミマシテ宜シタノアリマス

ス

○子爵入江爲守君 私ノ討論ヲ少シ猶豫ヲ願ツタノハ、決シテ之ヲ握潰ストカ成立セセタモノデアルト云フ考ハ持シテ居リマスル、第二條第三條ニ代ルベキモノハ、段々先

刻來ノ御説明ニ依リマシテ、適當ノ考モ唯今ニハナク、是ハマア追シテ宿題トシテ延バシ

テ置カウト云フコトモ御尤ト考ヘマス、併ナガラ萬一此全部……第一條ヲモ延バシテ置

クト云フヤウナコトニナリマスルト、謂ハユル此地震賣買ナルモノガ、明年ニナツラバ、又

ドウ云フ法律案ガ出來ルカモ知レヌデ、今ノ中ニ十分ヤレト云フヤウナコトデ、益々此弊

害が激減ニ來ラウト云フ虞ガアリマスカラ、假令第一條ダケデモ存シテ此弊害ヲ防グコトアリマス、多數ノ御意見ニ基イテ修正案ヲ作ルコトハ、喜ンテ試ミマシテ宜シタノアリマス

ス

○子爵入江爲守君 私ノ討論ヲ少シ猶豫ヲ願ツタノハ、決シテ之ヲ握潰ストカ成立セセタモノデアルト云フ考ハ持シテ居リマスル、第二條第三條ニ代ルベキモノハ、段々先

刻來ノ御説明ニ依リマシテ、適當ノ考モ唯今ニハナク、是ハマア追シテ宿題トシテ延バシ

テ置カウト云フコトモ御尤ト考ヘマス、併ナガラ萬一此全部……第一條ヲモ延バシテ置

クト云フヤウナコトニナリマスルト、謂ハユル此地震賣買ナルモノガ、明年ニナツラバ、又

ドウ云フ法律案ガ出來ルカモ知レヌデ、今ノ中ニ十分ヤレト云フヤウナコトデ、益々此弊

害が激減ニ來ラウト云フ虞ガアリマスカラ、假令第一條ダケデモ存シテ此弊害ヲ防グコトアリマス、多數ノ御意見ニ基イテ修正案ヲ作ルコトハ、喜ンテ試ミマシテ宜シタノアリマス

ス

○子爵新莊直陳君 入江君ニ贊成イタシマス

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 如何デモウ、入江君ニ贊成ヨリ御御報告ニナリマシタ

修正ノ報告ヲ承ハツタニ依テ少シ考慮スル餘裕ヲ與フルタメ、討論及決議ハ兩二日ヲ

經テ成ルベク近イ中ニ再び開會シタメイト云フ御發議ガアツテ、御贊成モアリマシタ、御異

意ヲ以テ、今日ノ所ハ討論ニ入ルコトハ暫ク御見合セフ願ヒタイト云フ希望ヲ述ベタノ

アリマス、一應……

九

議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○富井政章君 異議ハアリマセヌガ、延期ハ無期限デアリマスカ

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 私委員長ノ考デチヨット申上ゲマス、今日御修正ノ御報告ヲ得マシタニ依テ、明日若クハ明後日ニ於テ、一日間ホド期シテ開會スルト云フコトデ如何デセウカ、之ヲ無限ニ延期スルト云フ意味アナク、凡ソ二日間ホドノ餘地ヲ存シテ直グニ開會シテ討論ノ上、決スルト云フ……

○富井政章君 ソレナラバ異議ハアリマセヌ

○石渡敏一君 今、入江君ノ御説デアリマスガ、今幾ラカ延期シヤウト云フノデ、其時

間ハ一日デ宜シウゴザイマセウカ、或ハモウ少シアッタ方が宜シウゴザイマセウカ

○子爵入江爲守君 唯今實ハ申上ケタノハ、矢張リ私モ此御修正案通リテ宜イカ、又幾ラカ加ヘルカ、其邊ハマア熟慮セニヤナリマセヌガ、兎ニ角何カ一ツ案ヲ作ッテ時弊ヲ矯メタイト云フコトハ御同感デアリマス、唯直グニ茲デ即決スルコトヲ延期シテ、幾ラカ時間ヲ與ヘテ熟慮致シタイト云フダケノコトデアリマス、短イ時間デ一向差支ナイノデアリマス、唯今委員長ノ御話ニナッタ通り、一日若クハ一日グラ井ノコトデ十分デアラウト思ヒマス

○石渡敏一君 私ハ異議ハアリマセヌ

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 御異議ナケレバサウ云フコトニ決シテ、今日ハ委員會ハ是デ散會イタシマスガ、尙ホ御残リニナツテ御協議ハ御隨意ト云フコトニ……

午後二時十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵廣澤金次郎君

委員

子爵新莊 直陳君
男爵藤大路親春君
高木 豊三君
國務大臣

子爵入江 爲守君
富井 政章君
木村哲太郎君

男爵青山 元君
石渡 敏一君

政府委員 司法大臣 子爵岡部 長職君
司法省民刑局長 平沼駿一郎君